

法人の皆様 ②

(本学園に直接ご寄付される場合)

1 寄付書の送付

「寄付書」の所定の項目をご記入の上、本学園へご送付ください（郵送、窓口持参）



2 寄付金のお振り込み

本学園指定の銀行口座にお振り込み下さい。



3 寄付金受領書のお受け取り

寄付金のご入金の確認ができ次第、「寄付金受領書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」をお送りいたします。



4 法人税の申告の手続き

学校法人四徳学園は、寄付金募集について、文部科学省から特定公益増進法人の証明書交付を受けておりますので、「寄付金受領書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」により、下記のとおり損金算入の手続きができます。

(当該企業の資本金×0.375%+当該事業年度所得×6.25%) ×1/2 を
通常とは別枠で損金に算入可能